

一般社団法人荘内酒井歴史文化振興会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人荘内酒井歴史文化振興会（以下「当法人」という。）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 一般寄附金とは、個人又は法人が用途を特定せずに寄附した寄附金のことをいう。

(受入基準)

第3条 当法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- 1 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき。
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他代表理事が当法人の運営上支障があると認める条件
- 2 寄附金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、又は名誉に負担や支障が生じると認められるとき。
- 3 その他寄附金等が当法人の定款第3条に定める目的の達成および第4条に定める事業の遂行に資するものでないと判断されるとき。

(受入手続き)

第4条 寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、書面にて寄附金の申込みを行う。

- 2 当法人は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、担当する理事により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受け入れの可否を決定し、理事会へ報告する。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当法人の事業、又は維持・管理費に関連する寄附金である旨と、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第 6 条 当法人は、寄附者の求めに応じて寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、公式サイト上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

2 当法人は、寄附者の求めに応じて当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、公式サイト上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるものの他、寄附金等取扱規程に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する